

令和5年1月教育委員会定例会 議事録

日時 令和5年1月19日(木)

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和5年1月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和5年1月19日(木) 15時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	中崎教育長、廣田委員、森委員、伊東委員、芹野委員
出席職員	島村政策監、狩野教育次長、桑宮総務課長、竹之内県立学校改革推進室長、高稲教職員課長、加藤義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、田川高校教育課長、初村高校教育課人事管理監、分藤特別支援教育課長、大川児童生徒支援課長、山崎生涯学習課長、三好生涯学習課企画監、岩橋体育保健課指導監
開 会	<p>(中崎教育長)</p> <p>ただいまから、1月定例会を開会いたします。</p> <p>なお本日は嶋崎委員より、所用により、欠席する旨連絡をいただいておりますので、ご了承を願います。</p>
新委員紹介	<p>最初に、委員の皆様にご紹介をいたします。黒田委員の御退任に伴い、令和4年12月21日付で、芹野隆英委員が、県議会の同意を得て、新たに教育委員に就任されました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
署名委員指名	<p>次に本日の議事録署名委員を、私から指名させていただきます。議事録署名委員は森委員、伊東委員の両委員にお願いします。</p>
前回会議録承認	<p>12月定例会等の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ご異議ないようですから、前回の議事録は承認することにいたします。それでは各委員、ご署名をお願いします。</p> <p>本日、提案されている議題等のうち、冊子2及び冊子3につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ご異議ないようでございますので、そのように進めていきます。</p>

冊子 1
第 26 号議案

それでは、定例教育委員会冊子 1 について審議いたします。第 26 号議案について、提案理由を説明願います。

(分藤特別支援教育課長)

冊子 1、1 ページをご覧ください。第 26 号議案「令和 5 年度長崎県立特別支援学校の幼稚部、高等部及び高等部専攻科の募集定員について」ご説明いたします。提案理由のとおり、令和 5 年度長崎県立特別支援学校の幼稚部、高等部及び高等部専攻科の募集定員を定めようとするものであります。内容 1 の「1 学級あたりの定員」につきましては、内容 2 の「定員の考え方」(1)のとおり、国の「特別支援学校設置基準」に基づいて、幼稚部は 1 学級当たり 5 人、高等部は 8 人の学級編制とすることを標準としております。そのうえで、2 の(2)のとおり、県下公私立の全ての学校に対し、7 月と 11 月、12 月に実施した、特別支援学校への進路希望状況調査の結果を基に、志願の見込数を整理し、「1 学級あたりの定員」に照らして、「募集定員」を定めております。「4 学校別の募集定員」の(1)幼稚部をご覧ください。幼稚部は、盲学校、ろう学校、ろう学校佐世保分教室に設置されております。志願者見込につきましては、12 月までの調査で、各校 1 名又は 2 名の志願が見込まれますので、それぞれ募集定員を 5 名としております。

続きまして、(2)高等部をご覧ください。昨年度に比べて、定員に増減のある高等部を取り上げまして、ご説明いたします。2 ページをご覧ください。表の一番上にございます、佐世保特別支援学校(知的障害教育部門)に対し、令和 5 年度の志願者見込みは 27 名でございました。高等部 1 学級の定員は 8 名ですので、志願者見込み 27 名は、8 名 3 学級の 24 名の定員内には収まらず、8 名 4 学級の 32 名の定員内には収まるということで、令和 5 年度の募集定員を 32 名としております。他の高等部も、同様の考え方と手続きで募集定員を定めております。なお、佐世保特別支援学校(知的障害教育部門)のほか、虹の原特別支援学校(普通科)、鶴南特別支援学校五島分校、川棚特別支援学校、桜が丘特別支援学校の普通科が、令和 4 年度に比べて、8 名 1 学級分の増又は減の結果になっておりますが、年度ごとの志願者見込みが 1、2 名異なるだけでも、定員の変動につながりやすい状況でありますので、今回増減のあった 5 校につきましても、例年生じている、中学校 3 年生、中学部 3 年生の在籍者数の若干の増減の範囲への対応であると言えます。なお、この時期に募集定員を定める理由につきましては、県内全中学生の最終的な進路希望状況が分かるこの時期に、特別支援学校の対象となる志願者が、可能な限り誰一人取り残すことなく全員入学できるように、この時期に募集定員を定めることにしております。

質

疑

(中崎教育長)

それでは、説明いただいた第26号議案について、質疑討論を行います。ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(廣田委員)

今の説明を聞いていますと、要するに特別支援教育を希望する生徒は、もう全員とりますよと、そういう意味での募集定員の決め方だと思ふのですよね。そうすると募集定員ってというのが、もう最初から全部とるのであれば要るのかなという、単純な疑問も出てくるのですよね。

もう1点はですね、あとの方の4ページに、ずっと3年度から4年度、5年度と要するに募集定員がずっと増えていっているのですよね。卒業見込みの生徒も増えているし、募集定員もそれにしたがって増えているということは普通に考えたら長崎県の生徒はずっと減っているのに、特別支援の生徒だけが増えていくという、ちょっとなんか違和感があるのですよね。これが今後、見通してみたいな、どういう状況でこうなっているのか、そのところがちょっとわからなかったのですが。

(分藤特別支援教育課長)

1点目につきましては、学級数に対しまして、教員の配置がなされていきますので、1学級8名で、1人の教員が配置されているということもございますので、学級定数が、国に報告の義務もございますので、しっかりと高等部の学級定数を定めて報告し、教員の配置をしっかりとしていくということが大事になりますので、この作業は必要かなというふうに思います。

2つ目のご質問ですけれども、4ページの資料1をご覧いただければと思いますが、表の一番下の列の募集定員の計のところでございますが、ご指摘のとおり、令和3年度の募集定員が320、令和4年度が360名、令和5年度が368名と、数を見れば増加をしております。ご指摘のとおりです。ちなみにですけれども、平成30年度が360名、令和元年度は令和5年度と同じ368名、令和2年度が328名、令和3年度が320名と、増えて減ってということを繰り返している状況でございます。そのため、県内のすべての中学3年の生徒数の総数でございますけれども、中学3年生の生徒総数に対する特別支援学校高等部の志願者数の割合を見たときには、ここ5年間で見ても全体の2.4%程度の一定の割合で推移をしておりますので、今後、志願者数が極端に増加するというような見込みは、我々としてはちょっと立てていないということでございます。

(廣田委員)

1点目は、何かわかったようなわからないような。要するにはっきり言うと、定員とか教職員の人数というのは、受験する側にとってはもう、それは当然、教育委員会が設置をしないとイケないことなので、受ける方、例えばどこかで僕は落とされていたような気がするのですね。虹の原特別支援学校だったかどこかでは、志願はしたけれども、結果的には不合格になったという例もあったので、やっぱり定員を決める意味があるだろうというふうに思っていたのですが、そうではないのですか。はっきり言うと、事務的な手続きのために、教員数とかそういうもののために、発表するというのは、必要なのかもしれないけど、志願者にとってはあんまり関係ないなというふうに思ったものですから。

(中崎教育長)

切り分けたらどうかということなのですが。

(分藤特別支援課長)

ありがとうございます。4ページ、資料1ですけれども、番号で申しますと、6の虹の原特別支援学校は2つの学科がございます。1つが就業サービス科、2つが普通科と、例えばこれで申しますと、就業サービス科を普通科よりも先に受検を行います。それは全県的に知的障害特別支援校高等部の専門学科というのが、虹の原特別支援学校のこの就業サービス科と、番号で申せば11の希望が丘高等特別支援学校が、専門学科を抱えております。全県域ということで。ここの学科は卒業後100%就職につなげていく、そういった志をもった生徒を最初に募集をして、しっかりと優秀な人材を育てていく目的で先に受検をし、しかしながら、ここは定数を、前回の定例教育委員会で募集定員を決めていただいております。ここに今年度は虹の原で申せば8人に就業サービス科の定員を決めておりますが、倍の16名が志願をしております。その先にしっかりとつながっていく学科ということで、人気もございました。ここに16名が8人の定員に対して8名が不合格になっています。しかしこの8名をしっかりとまた特別支援学校で教育していくと、自立、社会参加に向けてしっかりと受けとめて指導していくということもありますので、普通科の受検はその後にしております。職業学科を落ちた生徒たち、不合格に残念ながらなった生徒たちを、しっかりと普通科で受けとめて、また教育を進めていくということで、落ちる生徒がいるということに対してはそういうことになっております。以上です。

(廣田委員)

そういう、やっぱり落ちる生徒がおるので、やっぱり定員とかそういうのを決めておかんばいかんという言い方はわかるのですよね。最初の言い方だと、もう全部入れるのならね、もう何も生徒たちに発表しなくて全部受け入れますよという言い方でよかったのではないかなとちょっと思ったものですから。

もう1つは、あまり特別支援の生徒が増えているとは言えないという解釈でよかったのですか。2点目は、2.4%で大体、推移しているということですから。今後というのか、あとの会議でも議題に出ていたようでしたけれども、新たにまた分教室とか分校とかという問題点が出てくるのだろうと思うのですが、ずっと長崎県の場合には、いろんな離島の分教室とか分校をつくって、ある意味、特別支援の生徒たちに対しては手厚い指導をずっとやってきていると思うのですね。私も非常にそれは評価しているのですが、前回の委員会でも言ったのですが、国連は日本の特別支援教育に対して中止勧告を出したというのが前回の委員会の方からもらった資料で出てきたりしたのだから、それからずっと僕も考えているのですよ。要するに世界の動きというのは、要するに健常者と、そういう障害を持った子たちを同じような環境の中で教育をしていくという方向にずっと行っているのではないかというような感じがするのですね。まだ今は私もよくわかりませんが。長崎県のやっぱり特別支援教育っていうのは、非常に私もいいと思うし、何も問題ないような気がするのだけど、まだ保護者の中にはやっぱり健常者と一緒に学ばせたいと、そういうインクルーシブ教育というのかな、そういう観点を持った保護者もおられるので、そういうところにも配慮をしながら、やっぱり普通の学校に行きたいと思ったらその子たちは行けるという環境を設定して、両面でやっていくということを長崎県はやっていかないといけないのではないかなというふうに思うのですが、その辺はどうですか。

(分藤特別支援教育課長)

ご案内のとおり、日本は世界で141番目に障害者の権利に関する条約に批准をして締約国になりました。それが平成26年1月です。この条約の教育の関係の条文が24条にあります。そこに障害を理由として、教育制度一般から排除されないこと、日本国で言えば、学校教育法一条に、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校などがありますけれども、あと障害のある児童が障害を理由として無償で義務的な初等教育とか中等教育から排除をされないことを書いてあります。条約発効後に2年以内に政府が国連の事務総長を通じて障害者権利委員会に対して、取組状況の制度報告というものを提

出ることが義務づけられておりました。提出された日本の報告書に対しまして、その障害者権利委員会から日本に対して質問票が送られてきました。令和4年8月にスイスのジュネーブで質問と回答に対する初めての対日審査というのが行われました。文部科学省も政府代表団の一員として審査に対応したという流れがあります。一応、流れです。この対日審査を受けて、昨年9月に障害者権利委員会が総括所見というのを公表しました。廣田委員から、国連は、ちょっとメモをとってなかったので記憶で言いますが、日本の特別支援教育の中止を勧告しているというお言葉がございました。もう少し詳しくその総括所見の要請に照らして、権利委員会が何をやめるように言っているのか、これを前回少し言葉足らずでしたので、説明をしたいと思います。

国連の権利委員会は、日本の特別支援教育の成果というのは一定、評価しているようです。すべての障害がある子どもに通常の学級、学校にアクセスすることを保障して、通常の学校が障害のある子どもの受け入れを拒否することができないよう、拒んではならない旨の条項を日本の法律に導入しなさいということですね。あと特別支援学級に関連する通知を撤廃しなさいと。障害のある子どもに対して、分離された教育をやめるように勧告をしているというところがございます。端的に申しますと、例えば同じ小中学校にありながら、通常の学級と特別支援学級に分けて実施している特別支援教育をやめなさいと言っているようです。総括所見の公表を受けまして、9月に長岡文部科学大臣が閣議後の記者会見で、文部科学省はこれまでもインクルーシブ教育システムの実現に向けて、障害がある子どもと障害のない子どもが可能な限り、ともに過ごすための条件整備、交流及び共同学習であるとか、通常の学級に籍を置いて、一部だけ必要な特別な指導を受ける通級による指導の体制とか、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備というものと両輪として取り組んできたと話されました。特別支援教育の理解の深まりにより、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもがふえている中で、現在、通常の学校、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった勧告で指摘された多様な学びの場を設けて障害のある子どもの状態にあわせて柔軟に学びの場が変更できるようにしていくことは、むしろインクルーシブ教育を推進するものであり、日本は特別支援教育を中止することは考えてないし、勧告で撤回を求められたのは遺憾であるという趣旨を正しく理解していただくように、これから周知徹底に努めていくという発言がされております。本県におきましても、我が国が特別支援教育の制度変更を伴わない限り、引き続き障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズにもっと的確に応える指導を提供できる教育の環境の整備ということには努めて

まいりたいなというふうに思っています。

(廣田委員)

ものすごく丁寧に説明していただいて、ちょっと僕の誤解だったのですかね。要するに普通の学校における特別支援の教室がありますよね、さくら組とかなんとか。あれを置いて、そこに通わせるのではなくて、通常学級において指導しなさいということを国連は言ったのですか。

(分藤特別支援教育課長)

場を分けない教育をしなさいと。それを条約の締約国で、フランスがフルのインクルージブをやっています。これがどういった状況にあるか、少し調べてみました。分けなかったらどういうことになったかということです。

(中崎教育長)

特別支援学校に対しての対策、見解の勧告だったのではないのですか。

(分藤特別支援教育課長)

特別支援学校ではありません。特別支援学校はいわゆる条約締結国のアメリカでもイギリスでも、特別支援学校は結構、設置されていて、それに対して重度の子どもたちをしっかりとそこで教育するという成果は一定、評価を受けているようなのですけど。

(廣田委員)

わかりました、そうすると、やっぱり僕の見解が、記事を読んだときの見解がちょっと間違っていて、日本の特別支援教育をすべて否定するのではなくて、要するに普通校における、さくら組とか特別支援の学級を一旦は全体の学級に置いて、必要に応じて分けるのはいいけれども、もうその教室に固定してしまうことを1人、2人とか、それをやめなさいと国連は言っているというふうに解釈していいのでしょうか。

(分藤特別支援教育課長)

勧告の具体的な内容は、1つはそのとおりです。

(中崎教育長)

新聞の記事の方はやっぱり特別支援、1つはだから、ちょっといるあるのかもしれないけど、やっぱり新聞の論調はいわゆる

特別支援学校の存続意義のところ、それに踏み込んだ記事だったので、各国においては特別支援学校という概念がなく、今おっしゃったようなことやっているのだけでも、なかなか親としてはやっぱり少人数でやってもらいたい。あるいは普通学級の中にはそういった先生がいないので、やっぱりきちんと特別支援学校の意義を兼ね備えているというのも議論の大きな1つだったと思うのですけどね。

(分藤特別支援教育課長)

特別支援学校は平成26年、この条約に締結するに当たって、これまでは学校教育を施行令のいわゆる特別支援学校に相当するような中重度の障害の人たちは、原則もう特別支援学校に行くという国の制度でした。その原則を26年早々にもう撤廃をして、市町の教育委員会の総合的な判断と保護者の合意形成のもと、そういう重い子どもでも、地域の特別支援学級で学べるのだったら、その就学の道というのがいいですよというふうに、国の方は変えていったので、特別支援学校の原則論というのは、ちょっとそこで崩れていったので、一定、それは評価をされていって、あと今度は特別支援学級が着目されて、同じ小学校にあるのに、なんで分けて教育する必要があるというのが、もう1つの勧告の内容でございます。

(中崎教育長)

ちょっと一度、整理をしてもらわないとですね。

(廣田委員)

ちょっと論点がずれてきたので、ここの議案自体はですね、私は特に異議はありません。

(中崎教育長)

ただちょっと廣田委員からあったように、特別支援学校のこれまでの経過、増えたり減ったりということよりも、今これだけ子どもの数が減っているんですけど、先生の数というのはあんまり減っていないのですね。やっぱり特別支援学校に手厚くやっているの、子どもの数が減った以上の教員の減り方よりも、やっぱり特別支援学校をしっかりと守っていることによって、そこまで教員の数が減っていないというような状況もあるので、少し今後の整理も含めて、廣田委員が評価してくれたのは、そこに長崎は手厚くやってくれているということなのです。やっぱり手厚くやっているから、子どもの数と先生の数が違うというのは、これは間違いなくあると思うので、やっぱり今までの経過であるとか、今後の推移というのは、特別支

援教育を長崎県がしっかりやっているということのひとつの証でもあると思うので、そこはしっかり分析されていた方がいいと思いますので、よろしくお願いします。

(森委員)

4ページの高等学校の志願者数の部分なのですが、例えば小中学校は私立の方に行っていて、高校が特別支援学校を選択するという子も、この人数の中に既に含まれているのでしょうか。

(分藤特別支援教育課長)

含まれております。

(森委員)

私の知り合いの方なのですが、今、中学校2年生で、高校はどこに進学するのかと話をしたときに、今は普通の私立中に行かれているのですが、特別支援学校に行くと言ったのですね。ただ担任の先生と相談してそうだったという話を伺ったのですが、特別支援学校がいいとか悪いとかではなくて、子どもたちが学校を選択するときに、こういう特別支援学校があるというのはすごくありがたいし、選択肢も広がるのですが、この後の議題にもちょっと関わってくるかと思うのですが、小中学校で頑張ってきたけど、高校は難しいかもしれないと思っている子どもたちが、特別支援学校ではないところでも選択ができるという情報とかも、ちょっとこれとは論点がずれますけれども、先生方が提示できる特別支援学校もあると、こういう選択肢もあるよというようなシステムがあるのかとちょっと疑問に思って。その子にとって選択したものが最善であればいいなと思うのですが、何かほかの選択肢がなかったのかなと単純に思って、そこに対して何か情報があればお願いします。

(分藤特別支援教育課長)

令和3年3月に卒業した、中学校で特別支援学級に入られておりました障害のある生徒さんが2万6,960人おりましたけども、そのうち高校に、すみません、これは全国調査です。結構、特別支援学級におられて高校を受験したい、また当然、高等部にも受験して進学されていると、先ほど廣田委員も質問にありましたけども、特別支援学校の高等部の生徒たちは、推移としては増えてないと、極端に言えば私、言いましたけれども、高校の方に受験して入ってらっしゃる、学びができる生徒さんも増えてきたなと思っております。ご質問にありました高等学校の進路指導主事研修会とか、あと高校

の先生や高等部の先生たちが一緒に合同で研修する特別支援教育コーディネーター連絡協議会、こういったあたりで、その仕組みとか情報の共有とかを例年させていただいているということでございます。

(森委員)

そういう情報も、子どもたちと面談をして進学先を決める中学校の先生たちが知り得なければ、なかなかその子にあったベストな学校を選択するということに至らないのではないかなとちょっと感じたので、選択肢としてあるのはすごくありがたくて、選べるというのはすごくいいのですが、その他の選択もできるというような情報を中学校の先生とも共有してもらえると、その子、その子にあわせた進学先というのが見つかるのかなとちょっと思ったもので。

(分藤特別支援教育課長)

本年度、島原地区ですけれども、特別支援学校就労支援フォーラムというところに、地域の島原3市の中学校の校長先生とか進路指導主事の先生とか、学級の担任の先生とか、そういった方々に参加していただいて、中学校卒業後の進路について考える機会を持ちました。それはすごくよかったなと思っております。横展開するとともに今、委員がおっしゃったように、中学校の進路指導というところといかに関わりついて、今おっしゃったようなご指摘を改善していくことが非常に大事な柱ですので、しっかりと考えて進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

(伊東委員)

特別支援学校の生徒の実数は、ほとんど人数は変わっていないと言われたのですが、実際に応募したけど入れなかったという生徒さんもいますよね。それで、希望していた人の人数というのは、年々増えていっているものか、それともやっぱり変わっていないのかというのが1つと、それで、ここに結局は入れなかった生徒さんたちは、普通科の方に行っていらっしゃるのかなと思うのですが、そこをちょっと教えてください。

(分藤特別支援教育課長)

4ページの資料1にございますが、令和3年度から令和5年度の志願の見込みというところの、一番下の計でございますけれども、志願を希望したいという人は年々ふえている状況ではあります。ただ、ここは併願をしている生徒さんたちも含まれておりまして、私立高校ですとか、公立の高校とかですね、実際そちらに受かったら、そ

うちに進路をとるといふ方もおられますので、そのまんま、そこは定数を定めるところでは合否を一度ちゃんと確認して、引いて、この高等部の募集定員というのはいは定めるといふようにしてあります。

(中崎教育長)

特別支援を希望されて落ちる子はいないということですね。

(分藤特別支援教育課長)

それはないです。それは2つ目の質問に対する回答です。

(中崎教育長)

さっきの定員があったといふのは、最初にちょっと希望の別があるので、そこで落ちた子は、こちら側の特別支援でしっかり受けとめるようになっていきますから、特別支援を希望する子で行けないといふ子はいないといふことです。

(伊東委員)

少し前に聞いた記事なのですが、発達障害児の割合といふのが、年齢が上がるにつれてどんどん減っているといふのがあって、それはすごく、そういうものかと不思議だったのですが、聞いたところによるとやっぱり自分がどういふふうに対応していくかといふのを周りの環境の中で学んでいっている。そしてだんだん発達障害児としての表現が変わってきているのではないかといふふう聞いたのです。それで、廣田先生のお話ではないですけども、国連が特別支援学級とかではなくて、普通の生徒さんたちと一緒に社会に入れてしまった方が、そういう障害の子どもさんといふのは、もしかしたらどんどん変わっていくかといふか、自分を知っていくかといふことがあるのではないかとちょっと思いました。ダイバーシティ、インクルージョンといふのは2つ並べてよく言われる割に、今さっきの話ではダイバーシティとして幾つかの選択肢として特別支援学校とか学級とか、だけどインクルージョンとしては、同じ環境の中に置いていく方が、教育としていいのではないかといふか、なかなか難しいなと思て聞いておりました。

(分藤特別支援教育課長)

同じ環境に置いて、例えば学習障害のお子さんを通常の学級、ADHDと言われる自閉症と言われる方を通常学級に在籍させて、やはり一部、障害があるが故に理解につながらないといふところが、特性がございますので、そこを取り出しの授業といふことで、通級による指導といふ制度があります。その通級の指導で、特別な指

導と支援をして学ぶと、学び方を学ぶという学びを、そこでは一生懸命子どもがするわけです。学び方を学んだ個別指導をもって、その子はまた通常の学級に行き、国語や算数をその学び方をフルに発揮してわかるような仕組みになっております。よって、そういうことを繰り返していった、支援が必要でなくなった、自立していった、伸びていったというのは当然、子どもの成長としてございます。

先ほど、フランスの話を使い掛けましたけども、ここはフルインクルーシブ国策によって、障害のある子どもも通常教育に統合される一方で、実は中身をちょっと勉強させてもらったら、その多くが学業不振児の教育部門というところへ就学する事実が指摘されておりました。学業不振時の教育の部門のルーツとしては軽度の知的障害を設置するも、そこに言葉は悪いですが押しやられているような状況が散見されるという記事を見つけました。フランスはインクルーシブな教育を目指しながら、通常教育においてそういった軽度の知的障害児と学力不振児を分離した教育の場で受け入れている状況に今、陥っているということもわかりました。そして何よりも重度の障害児の未就学問題ということで、そういう受け皿がないというか指導できる専門がないので、未就学児問題というのも非常に多くあるそうです。日本の教育、長崎県の教育はしっかりとその子の目の前の発達段階に応じて、さっきの通常学級、特別支援学級通級指導による特別支援学校と学びの場を選べるようになっておりますので、日本、長崎の特別支援教育の教育形態というのは、実効性のある子どもに寄り添ったものになっているのかなというふうに感じております。

(中崎教育長)

一度、機会をとって、私もよく勉強しないといけないのですが、特別支援学校があって、普通学校があるのですが、普通学校の中に特別支援学級があって普通学級があります。ただ普通学級の中で通級制度ということがあって、4つ大きくあるのですが、だからその4つがどうなっているのか、そして国連が言うインクルーシブはどこのことを言っているのか。今文部科学省が言われている、日本が考えるインクルーシブ教育はここのところだということ、ちょっとどこかの機会でもわかりやすく説明して、そのベースの中でいろいろ議論した方がいいと思いますので、ちょっと機会をとって、また皆さんにご説明していただきたいと思います。

(芹野委員)

私、この表を見てちょっと申し上げるしかないのですが、現場の皆様は大変ご苦労なされていらっしゃるのだろうなとは思いますが

も、先ほど、虹の原特別支援学校さんの就業サービス科さんが、この令和5年度っていうと8名の定員で18名だった。その前は16名だったっていうようなご説明だったと記憶しています。この表を見ても3年度から、ちょっと志願者の方が増えているということで、落ちた方は普通科に回られたり、併願されている方はまたそっちの方に行かれたりというようなことで、収まりはあるのでしょうか、やはりここだけが少し増えているので、多分8名がワンセットだという教員の方々とか、施設の問題とかはあられると思うので、これを急に増やすとかというのはなかなか大変な問題だと思いますけども、今回ではなく、やはりこれが少し続くようであれば、そもそもじゃあ、ここになぜ志願者が増えているのかというところを、はっきりと少し探究されて、その解決策といいますか、もしかしたら、そもそもこの科を分けているということで、いつから科を分けられているのかわかりませんが、先ほどの課長のご説明では、この就業サービス科は必ず就職できるように特別に力を入れているというようなご発言もあられたので、そういったものを望まれる生徒さんや親御さんが増えていらっしゃるのかもしれませんが、そもそも分けることが本当にいいのかどうか、入試の段階で分けるべきなのか、それとも、これ3年間ですか、高等部は。3年間で発育状態とかそういったものを見ながらできるものなのか。そのあたり、ちょっと私も現場を見てないので何とも言えませんが、ちょっとここだけが、いつも見込みをオーバーしているということは、生徒さんと親御さん側からすると、そこがなんか特別に希望されるっていうところをしっかりと研究されて来年、再来年、その先、またこれが落ちてくれば別なのですが、検討されればどうかなと思うのが1つと、もう1つはこの一番下に、特別の理由がある学校は増員してもいいよみたいな書き方の、この特別という言葉はどこまでが特別の理解をしていいのか、何かあれば教えてください。

(分藤特別支援教育課長)

1点目のご質問に関しましては、やはり敷地内に職業学科を建てておりますけれども、かなり技術の要る機械とか入れておまして、その機械を扱える人数の容量とか、いろいろなものがありますので、ご指摘を踏まえ分析し、今後、特別支援教育推進のための今、実施計画第一次で動いておりますけれども、第二次の参考にさせていただきたいというふうに思っております。

2点目ですけれども、特別のというのは、例えば今回、定員を8と決めました。決めた後に、どうしても1、そこで受け皿として受け入れていきたい。9受け入れたいと。けども、それは学級を5月1日でいろんなものが決まっていきますので、なかなか学級をふやせ

可 決
第 2 7 号 議 案

ないような、教室の数の問題とかいろいろありますけども、8 なのだけでも 1 足して 9 受け入れられるかどうか、校長や現場の先生と協議をして、それで受け入れても十分教育できますよという特別のでございます。

(中崎教育長)

特に 1 つ目はもう、今、キャリア教育ということで力を入れておられるのでしょうから、当然ハード設備のところもあるのでしょうけど、多分、それが今ニーズの強いところなので、可能な分であれば予算措置も含めてやっぱり検討すべきだと思います。

ほかに、ご質問ございませんでしょうか。それでは、第 2 6 号議案について質疑、討論をとどめて採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

(中崎教育長)

よって第 2 6 号議案は、原案のとおり可決することに決定されました。続きまして第 2 7 号議案について、提案理由をご説明願います。

(三好生涯学習課企画監)

冊子 1 の 6 ページ、第 2 7 号議案 長崎県読書バリアフリー推進計画について、ご説明いたします。この計画案につきましては、10 月の定例教育委員会においてご協議いただいたところであり、その後のパブリックコメントを経まして、今回、議案として提案するものでございます。それでは、提案理由をご覧ください。読書バリアフリーとは、障害の有無にかかわらず全ての人が読書を楽しむことができるよう環境を整備しようとするもので、国において令和元年 6 月に読書バリアフリー法が制定され、この法律に基づく国の基本計画が令和 2 年 7 月に策定されました。これを受けて、本県におきましても、教育と福祉が連携し、本県の基本的な施策の方向性を示す計画を策定しようとするものです。

6 ページの中段をご覧ください。計画期間と内容の構成を載せております。計画期間は、令和 5 年度から 9 年度までの 5 年間とし、内容の構成は、「(1) 計画の基本的な考え方」、「(2) 視覚障害者等の読書環境の現状と課題」、「(3) 基本的な方針」、「(4) 具体的な施策」の 4 構成を基本とし、成果指標と資料を加えたものを計画としております。本県の基本的な方針は 3 つあります。まず、「誰もが利用し

やすい本をそろえる、増やす」です。具体的には、7ページの上段に記載しておりますように、「誰もが利用しやすい本」とはアクセシブルな書籍・電子書籍等といいますが、例えば、点字図書、大活字本、デジター図書、電子書籍などがあります。さまざまな理由で活字での読書がしづらいと感じている方が、自分にあった本を選ぶことができるよう、県立図書館や県視覚障害者情報センターを中心に、誰もが利用しやすい本を増やし、サービスの充実を図ることを記載しております。次に、「誰もが利用しやすい読書環境をつくる」については、具体的には、県立図書館などが行っている読書支援サービスの活用促進や端末機器の利用支援など、実際に図書館などを利用できるよう支援の充実に取り組むことを記載しております。3つ目が「みんなに開かれた読書環境があることを伝える」です。この部分は、本県において最も力をいれたいと考えているところです。読書バリアフリーについて、県立図書館や県視覚障害者情報センターはじめ関係機関において、互いがどのような支援メニューを持っているのか、また、お互いがそれをどう活用できるのか、教育と福祉の相互理解と連携を促進したいと考えております。また、読書バリアフリーそのものについて多くの県民の皆様、教育関係者に知っていただくことが大切であり、広報の充実や研修会等での周知に取り組むことを記載しております。

なお、補足として、7ページ中段以降に、策定経過を記載しております。パブリックコメントについては10月下旬から11月下旬にかけて実施し、その結果、8名の方から9件のご意見をいただきました。ご意見の内容については、8ページから10ページに記載しておりますが、既に計画案に盛り込まれているものが5件、今後の参考とするものが1件、その他が3件でありました。以上でございます。

(中崎教育長)

これから第27号議案についての質疑討論を行います。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(廣田委員)

これは過去に10月と言われましたか、その場で説明があって議論もしましたので、大体、理解したと思ったのですが、今回、パブリックコメントの意見が載っていたので、そこをずっと僕も目を通して見て、ちょっとわからない部分とか、なるほどなというような意見があったので、それをコメントしたいと思うのですが、1つは10ページのパブリックコメントの8と9の方の意見です。8でちょっとよくわからなかったのが、2行目に8の人の意見に、パソコンやアプリなどによる自動音声変換が不可欠になると考えますと。この自動音声変換がどういうものかなというのが、ちょっと理解でき

質

疑

なかったのですよ。私はよく本を読んだときに印象に残った部分をワードなんかでキーを打ってずっと入力していたのですね。それが最近では音声入力で入れたらすごく早いのですね。ですが、これは音声入力でみんな作業し出したら、周りの人達は大変だなと。声が聞こえてね。そういうふうな感じもするのかなというふうな印象があって、音声入力というのも非常にこう、図書館でやるとしたらいろんな配慮をしないといかんなど。この自動音声変換がよくわからなかったもので、どういうものを想定しているのでしょうか。

(三好生涯学習課企画監)

こちらの番号8のご意見の自動音声変換ってというのは、今、廣田先生がおっしゃったのと逆の方法で、テキストデータの文字を音声で出力するという機能のものになります。今、いろんなアプリなんかがあるのですけれども、テキストデータ、文字のデータを自動で機械が音声で読み上げるというアプリや機械がございます。こちらでのご意見は、そういった形で、今までであれば、ボランティアの方などが一人ひとり、人が読み上げて録音図書をつくらなければいけなかったのですが、この自動音声機能がある機械であるとかアプリを使うことで、もう自動的に機械がすらすらと読み上げてくれるので、録音図書などが非常に効率的につくれるというご意見であると理解しています。

(廣田委員)

多分そうだろうと思ったのですね。だから一般に図書館を利用するとしたら、例えば小説があったときに、それをどうやって自動音声変換するのかなど。一般の市販されている本を音声で読み上げるとしたら、パソコン上に読み取って、それを音声変換するという、そういうことだろうか。非常に面倒だよと思いますが、どういう仕組みでこれができるのか、それがよくわかりません。

(三好生涯学習課企画監)

今おっしゃったように、機械に、紙の本を読み取らせて、そして音声で読み上げるという機械も、やはり今もその手法はあります。今はそちらよりも、出版社から、これを視覚障害者等が利用しやすいということで、テキストデータを提供いただいて、それを機械に読み上げさせるというものが、どちらかという主流になってきています。ただ必ずしも、すべての出版社がそれに応じてくれるという状況ではありませんので、国においても、読書バリアフリー推進計画を進める中で、出版社にも働きかけて、そして私たち地方公共団体、図書館中心にということになるとは思いますが、ボランティ

ア団体さんとも情報を共有しながら、効率的な手法の情報共有でありますとか支援をしていきたいと考えています。

(廣田委員)

大体、理解できました。ということは、一般に展示されている本がすべてそういう音で、このようにできる状況にはまだないのですね。ですから、出版社が協力してやってくれば、そういう資料をもらって音声に変換するという。結構これは大変ですね。時間がかかってきますね。そんな感じがします。

(三好生涯学習課企画監)

出版社も、それぞれ理解といたしますか読書バリアフリーの取組の違いというのがもちろんございますが、最近は電子書籍の動きも進んでいますので、このテキストデータの提供を待つか、もしくは電子書籍をそのまま読み上げ機能で活用するという方法も始まっておりますので、恐らく確かに今はまだ十分ではないところもありますけれども、確実に間口は広がってきているというふうに理解しております。

(廣田委員)

もう1点、9番の意見は非常に大事な視点だなと思いました。特にこの部分ですね、障害者に優しい社会が高齢者にとっても子どもにとっても住みやすいと思います。最先端を走っている人ばかりに恩恵がいくのではなくというふうなところですね。私ももう本当、前期高齢者、もうすぐ後期高齢者に入ってくるかもしれない状況になってくると、本当によくわかりますね。ですからこういうことを、やっぱり今の小学生とか若い子どもたちにしっかりと障害のある人たちにとっては、例えば本を読むにしても本当に目が見えない人たちは点字の本であるとか、今言ったような音声変換でしか本が読めないのだと、そういうことも含めて、きちっとした健常者に対する指導というのもしきちっとやっていかないといかんというふうに思ったものですから。これは意見です。

(中崎教育長)

ほかにございませんでしょうか。それでは、第27号議案について採決をいたしますけど、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

可 決
報 告 (1)

(中崎教育長)

ご異議ないものと認めます。

よって第 2 7 号議案は、原案のとおり可決することに決定されました。

続きまして報告事項に入ります。報告事項(1)について、説明をお願いいたします。

(竹之内県立学校改革推進室長)

冊子 1、3 0 ページをご覧ください。

報告事項(1)「スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーの策定について」、ご説明いたします。

1 . 目的に記載のとおり、学校教育法施行規則の一部が改正され、各高校では入口から出口までの教育活動の指針(スクール・ポリシー) を定め公表することが決定されました。また文部科学省通知において、各高校の設置者はその前提として、各高校の存在意義や社会的役割等(スクール・ミッション) を再定義することが望ましいとされております。それを受けまして、令和 4 年 3 月の本定例教育委員会において、スクール・ミッションの再定義の作業スケジュール等についてご報告いたしました。それに基づき、各県立高校及び県立高校が立地する市町からの意見を踏まえ、再定義を行いましたので、本日ご報告いたします。

2 . 内容について、ご説明いたします。スクール・ミッションは現行の学校教育目標等が抽象的でわかりにくく、校内外への共有・浸透が不十分なため、わかりやすく再定義して生徒、保護者はもとより学校にかかわるすべての方々や団体等に対して、学校の社会的役割や教育理念をわかりやすく提示するとともに、教職員の意思統一やベクトルをそろえるといったような意味合いもございます。

またスクール・ポリシーは学校教育の入口から出口までの 3 つの方針を定め、教育活動を一貫した体系的なものに再構成し、教育活動の継続性を担保するものと記載しております。

3 . 今後の予定でございますけども、3 1 ページから 4 2 ページにありますとおり、今回、再定義した県立高校のスクール・ミッション、これを各高校、課程ごとに作成いたしております。社会的役割としまして、どのような人材を育成するのか、教育理念としてどのような教育を目指すのか、今後、目指す高校像の方向性等も整備いたしました。

今回のスクール・ミッションの再定義の調整過程の中では、各高校と意見交換を十分行いまして、スクール・ミッションについての共通理解も図ってまいりました。今後は今月中に再定義した内容について、各高校に通知を行った後に、県のホームページにおいても

質

疑

公表する予定といたしております。

またスクール・ポリシーについては、スクール・ミッションの再定義を踏まえまして、この後、各高校において策定し、そして中学生や保護者の方々にわかりやすく公表する予定といたしております。

44ページをご覧ください。こちらの参考資料2は各高校の課程ごとにスクール・ミッションとスクール・ポリシーをあわせて1枚にまとめて、こちらはサンプルのイメージとなります。このような形で今回、再定義しました上の方のスクール・ミッション、これを踏まえまして、各高校の方で今度は下段部のスクール・ポリシー、こういったようなものを策定していただき、1枚にまとめ、公表したいというふうに考えておるところでございます。各高校においても、または県のホームページ上でも公表する予定といたしております。報告は以上です。

(中崎教育長)

ただいまの報告事項について、ご質問等ございませんでしょうか。

(廣田委員)

このスクール・ミッション、スクール・ポリシーの対象者ですが、どこを対象者としているのでしょうか。私は、これは要するに保護者と中学生かなと。一番、大事な対象はそう思ったのですが、そう見たときに長崎東高、長崎西高の今後の方向性というところをちょっと読んでみたら、これで中学生が本当にわかるのかなと。あとの方で、このスクール・ポリシーで、より具体的なものが出てくるのかなと思いつつ、何か形だけつけたような感じがちょっとしたものですから。

(竹之内県立学校改革推進室長)

ご指摘ありがとうございます。実は47都道府県、各教育委員会が、このスクール・ミッションにつきまして大体、昨年6月時点で大体4割ぐらいが作成終わっているのですが、多くの県では、このスクール・ミッション、大体4行から5行ぐらいの非常に短いものにして、いわゆる再定義しているところが多くございました。本県では3月にスケジュールをご説明したときには、各校の特色がもう少し出るような形がいいのではないかとご指摘もございましたので、3つの分類に分けまして、作成を考えたところございました。ご指摘のとおり、より具体的に多く、こういったようなミッションについても記載したいところだったのですが、各学校と調整する中で、こちら側としては、比較的大きな方向性をミッシ

ョンで示してもらおうということで、文字数のある程度限った形で作成をいたしました。今後、委員ご指摘のとおり、ポリシーの中に、そういった具体性を持たせながら、この先ほど見ていただきました参考資料のサンプルイメージの公表の際に、各学校の学校案内とかパンフレットとか、そういった学校のリンクを掲載して、より保護者や中学生がアクセスして、各高校のミッションやポリシーをご理解いただけるように工夫をしたいというふうに考えております。

（廣田委員）

確かに、このスクール・ミッションだけ見ると、もう、もともとあった学校の校訓とかを形を変えて書いてだけで、あんまり変わらないなという印象です。だからはっきり言うと、このスクール・ポリシーの方で、はっきり具体的に一律してやらないと、これは保護者、中学生はわからないのではないかというような気がしますね。せっかく作るのなら、利用しやすいものにしないと、ただ形だけ、そういうものが結構増えていますよね、この頃。だからそういうふうにならないようにしてほしいと思います。

（中崎教育長）

ご指摘のとおりだと思いますので、スクール・ポリシーでしっかり書き込みしてください。

（森委員）

このスクール・ミッションとは、今まで、今、学校がやられていることをより中学生の保護者さんが、わかりやすい形に変換されたものと捉えていいのでしょうか。そこを捉えてちょっとお聞きしますが、ある高校について、学校のこととかを話していく中で、ICTの活用がされてない、全然足りてないと感じるので、学校の先生に交渉に行きましたと。もっとタブレット端末を使った効果的な学習をやってほしいと、生徒が先生に交渉に行きましたと。そうすると学校側の回答は、この先生はこのやり方で結果を出しているので、このまま行きますというような回答だったという話を聞きました。というところで、ここにICTの文字が出てきているのを見ると、これからやっていくのかな、果たしてやっていけるのかな、やる気があるのかなと、私はこれを読んだときに正直思いました。生徒によってICTが活用されている、活用されてないというのは、その子の小学校、中学校での学習次第で、さまざま取り方があると思います。別の子にどうと聞いたときには、返ってきたのはGoogleで授業中に検索ができたとか、使っていますというような回答だ

ったのですね。ですので、前者の子と後者の子では、やっぱり活用の仕方の地盤というか基盤が、もともと違うので感じ方が違う。片方は活用されていると感じているけど、片方は全然もの足りないと、これでいいのかと思うくらい活用がされてないという解釈だったので、やっぱり中学校3年生、そして保護者が見ると、学校に行くところというふうな学びができるのだという期待をして入ると思うのですよね。ということは、学校はここに記載されている内容の教育をやっぱりやるべきで、そう感じさせるように努力をしなければならないと思うのです。なので、やっぱりそういう部分のずれをなくすようにしていかないと、こう思って自分は入ったけど違うとなるのは、子どもにとっては逆に公表されることが不利益になるのではないのかなと率直に思ったのですが。

(竹之内県立学校改革推進室長)

ご指摘ありがとうございます。このミッション自体はいわゆる設置者が再定義するものですから、いわゆる県の教育委員会が定めるわけですが、当然、ここにミッションとして載っているということは、県立学校の職員、管理職職員含めてですね、同じベクトルでやらなければならないというところになってきます。ご指摘のICTについても、各学校たくさん盛り込んでいます。ICTの教育を推進するところに書いて打ち出すからには、おっしゃるとおりそれをどうやって推進するのかという具体性を持たせてやっていかなければいけないというふうに考えます。ですので、この後のポリシーも含めて、その後の学校案内や、さまざまな各学校が打ち出すものについても、これを基本に基づいてやらなければいけませんので、書いていますよねとご指摘されれば、もう当然、このとおりやりますと。もっと言えば実施しますというふうに設置者を含めて答えざるを得ないというところはありますので、ご指摘の部分も、各校長にもお伝えしながら、このミッション、ポリシーが絵に描いた餅にならないようにしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

(伊東委員)

今、森委員から指摘があったように、このミッションとかポリシーができた後に、これは生徒や保護者も知っておくことも大事ですけど、先生が一番知っておかないと、自分たちの学校はこういうふうに進んでいくことを目指しているという、そういう指針ですよ。長崎大学病院では全員、名札の中にそれを入れてあります。突然、この理念はとか言われたときに、言えなくても、それをちゃんと出して言う、これが監査のときの鉄則だったのですけど、ですからど

うしても結構、何回も見るし、中身を読み砕いてないと、なかなかいきなり言われたときに言えないというのはあってですね。それぐらいやっぱり自分たちの学校はどっちを向いているかというのは、知っていくのは先生たちの1つの義務かなと思いました。

(竹之内県立学校改革推進室長)

ご指摘ありがとうございます。校長が毎年、最初に学校経営方針を発表するのですが、それを年度末まで職員がどれだけ覚えてられるかというところは、本当に痛いご指摘でございます。このいわゆるミッションといったようなものとポリシーについては、おっしゃったとおり職員のベクトルをあわせるという意味では非常に大事なものだというふうに思っていますし、今、アイデアいただきました名札の中に入れるという、常に目に見えるところに置いているといったようなところは、確かにすばらしいアイデアだと思います。そのあたりも、各学校の方にもお伝えして、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(芹野委員)

大変、各校それぞれたくさんあるのだなというのが1つの感想なのですが、すばらしい内容だと思うのですが。私たち一般企業でも、いわゆる経営理念だとか会社のポリシーだとかっていうのをやっぱり作っちゃうのですが、どうしても絵に描いた餅になったり、朝礼で全員で読み合わせて終了みたいなことになる場合が、ややもするとあるのですが、そういうところでも、私たち経営者としては、なるべくこう自分も含めて従業員の皆さんに浸透していただきたいし、来るお客様の方にもそれをお伝えしたいというふうなことなのですが、それも1つのポイントはやっぱりこういったものは主語が、あなたがというような主語になると、どうしても言われてやるというような形になって、言われたときだけ、読んだときだけ、発表したときだけというふうになりがちなので、そういったやっぱり、私がついていう主語がやっぱりここに、非常にポリシーとかミッションとか理念とかっていうときには、非常に大切なことなのかなと。私にしても、私がじゃあ自分の会社の経営理念、そういったものを理解して率先してやっているのかどうか。校長先生が教員の方に言われるときも、あなたがというようなことではなくて私がというようなことで、こういったことを浸透していかれるような努力を、それが何なのかってというのは非常に困難な問題があるので、一様にはいかないと思うのですが、まあ我々企業から見たら、やっぱりこういったものはそういうふうには浸透していくべきではないのかなと思うので、一応、×ではありませんけど。

報 告 (2)

(竹之内県立学校改革推進室長)

ご指摘ありがとうございます。このミッションを策定する際に、学校から幾つか問い合わせがあって、その中の1つに主語はどうかというのがありました。ご指摘のとおり、いわゆる長崎東であれば長崎東は、というふうに入れた方がいいのではないかとといったような、そういったようなご意見だったのですが、おっしゃるとおり、主語を実際、抜いた形で今つくっているのですけれども、私たちが、私がといったような考えで、各職員が考えるといったようなところが確かに必要だというふうに思いました。これもいろいろな、いただいたご意見と一緒に、学校にもお伝えしたいなというふうに思っています。ご指摘ありがとうございます。

(中崎教育長)

既にいろいろご指摘があったので、方向性は皆さんにご理解いただいたと思います。どう浸透させるかというところは、ちょっといろんな工夫をして、推進していただけるようによろしく願います。それでは、報告事項(2)につきまして、説明をお願いいたします。

(初村高校教育課人事管理監)

資料の45ページになります。報告事項(2)「令和5年度長崎県公立学校教員採用特別選考試験の結果について」、ご報告をいたします。

本選考では高校の水産科教諭と海友丸の指導教員及び機関をそれぞれ1名ずつ、高校の英語科教諭を5名採用ということで、12月18日に採用選考試験を行いました。これらの結果については廣田委員様に突合を行っていただきました。ありがとうございました。

2の表のとおり結果になっておりまして、海友丸の指導教員につきましては、1名の志願者ではありましたが、適性等について慎重に審議をしまして、1名合格ということにしております。それから機関につきましては2名志願がありまして、1名を合格、英語につきましては7名の志願がありまして、当初5名の採用予定でありましたが、6名採用基準を満たしているということで、合格ということにしております。以上です。

質 疑

(中崎教育長)

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(森委員)

高校の英語科教諭なのですけれども、この方たちは先にあった試験で不合格だった方たちも再チャレンジで含まれているのですか。

(初村高校教育課人事管理監)

再チャレンジの方も含まれております。新たに他県から受験をしている、そういう受験者もいました。

(森委員)

再度やらないと人が足りなかったという解釈でよかったですでしょうか。定員が足りなかったという解釈でいいのでしょうか。

(初村高校教育課人事管理監)

退職関係で、定年以外の自己都合退職が非常に多く、今回、英語が出ておりまして、それを含めて再募集という形をとらせていただきました。

(森委員)

例えば再募集って、初めて見たような気がするのですけれども、もしかしたら今後、また他教科においても、そういうふうな方向性が見られた場合は、このような形で二次的な募集を今後やっていくという形になりますか。

(初村高校教育課人事管理監)

その方向で考えているところです。

(中崎教育長)

ほかにございませんでしょうか。それでは、続きまして報告事項(3)についてお願いいたします。

(大川児童生徒支援課長)

冊子1、46ページをお開きください。報告事項(3)「長崎っ子の心を見つめる教育週間の取組結果等について」、ご報告いたします。今年度は、新型コロナウイルスの感染状況に鑑みまして、実施期間を5月から7月及び9月から11月の一定期間とし、各学校が児童生徒や地域の実情に応じて弾力的に取り組めるようにいたしました。重点目標として学校と家庭・地域住民が連携し、児童生徒が命を輝かせて生きようとする心情をはぐくむこと、また情報モラル教育教材SNSノート・ながさきを活用し、情報モラルについての理解を深めること、この2点を設定いたしまして、各学校・家庭・地

域、そして関係機関が連携した取組を展開していただいております。実施状況は46ページの中ほどから記載しておりますが、期間中の学校への訪問者数は、昨年度より1万2,683名多い8万5,636名というふうになっております。また協力いただいた地域あるいは保護者の皆様の数につきましても、昨年度より2,524名多い1万3,051名となっております。今年度は各学校がコロナ対応を図りながらも、地域住民や保護者の皆様が学校あるいは地域の方に足を運んでいただくような体制を整えたことによって訪問者数あるいは協力者数が増加をしているというふうに考えております。

47ページの(2)にも記載しておりますが、各学校では学校で取り組むべき5項目にしたがって生命を尊重し、大切にできる心身の育成、あるいはいじめはいけないことだという意識の醸成等に係る具体的な取組が行われております。また今年度、地域によってはコロナ禍の影響で道徳の授業公開等を控えた学校もありましたが、重点目標であります情報モラル教育教材、SNSノート・ながさきを活用した情報モラル教育については、前年度に引き続き90%以上の実施率となっております。全体的には、この情報モラルの学びを通して自己理解あるいは他者理解を深め、相手の立場に立った言動などを大切にできる心身をはぐくむことができたものと考えております。

本教育週間の取組は、今年度で19年目を迎えましたが、今年度はコロナ禍の影響を受けた令和2年度以降において、訪問者数、協力者数ともに最高の数となっております。各学校の取り組む意識も高いということが伺えております。また今、お手元に配付いたしました別紙のカラー参考資料をお配りしておりますが、今年度、新たにロゴマーク、キャラクターを作成するなどの広報活動にも力を入れてまいりました。このロゴマーク、キャラクターは佐世保西高校の美術部の生徒の皆さんに作成していただいております。この活用としては例えば学校だより、学級通信あるいはいろんな学校からの行事案内等で自由に活用いただくことで、本週間の趣旨あるいは理念を高め、各学校でも取組の機運を高めるものというふうに活用いただくようにしております。次年度におきましても、コロナ禍の影響を踏まえまして、取組内容あるいは日程、参加形態の工夫をしながら、地域の実情に応じて弾力的に取り組むことで、学校と家庭、地域の結びつきを一層強め、地域の子どもは地域ではぐくむ、この理念を深めていきたいというふうに考えております。報告は以上です。

(中崎教育長)

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございませんでしょうか

質

疑

か。

(廣田委員)

今、説明があって、もう19年間この週間が続いているということで、これは長崎と佐世保であった悲惨な事件の後に子どもたちの心を見つめる教育週間ということで、19年間も続いてきたのだらうと思うのですが、一番、僕が心配していたのは、学校の負担とそれからマンネリ化というのを非常に心配していたのですが、こんなふうに期間もね、5月から7月だったのが、例えば9月から11月もいいですよというふうに弾力的に学校が運営できるようにしたということもよかったし、やっぱりその間、別のいろんな形の、例えばこのコロナウイルス問題にしても、これが起こったときはSNS自体もなかったのですよね、あの時代。SNSができたことによるいじめとか、いろんな問題が発生してきて、やっぱりこの見つめる週間というのは、あった方がいいのかなというふうに僕は思っています。やっぱりマンネリ化をしていかないように、各学校の意見をしっかり聞いていかないといかんと思うのです。各学校から何か困っている状況とか、そういう学校からの要望とか、困難な状況があるとか、学校からの報告みたいなものはあっていないのか、それをちょっとお聞きしたい。

(大川児童生徒支援課長)

今、廣田委員の方から、ご質問ございましたが、本年度につきましては、各学校から特に取組で困難があったというふうな報告はあがってきておりません。むしろ小中高の校長先生方と話をする中で、やっぱり徐々に、対面での活動がしっかり取り組めたというのはすごくよかったですし、子どもたちの心に響くような話も直接、校長先生からしていただくなどして、命の教育もしっかりできたということは非常によかったというふうなお話は伺っております。

(森委員)

先ほど、廣田委員もマンネリ化というところをおっしゃられていたと思うのですが、受けとめる子どもたちの状況がどうなのかなと率直に思いました。子どもたちはとっても頭がよくて、この時期になると、こういう回答を書くのが望ましいというのをわかった書き方をやります。実施した側の実感としては届いた、より届いたようかもしれないけれども、受けとめた側の体感として、どれくらい響いたのかなというのがちょっと疑問かと。それはいつの時代もそうなのでしょうけれども、やっぱりこういう取組を19年続けているけれども、やっぱりなかなかなくならないいじめの問題という部

分は、人も育ってどんどん変わっているというところもあるとは思いますが、なかなか難しいなと思いつつも、やっぱり学校でこれだけ(3)にあるように、具体的な取組をやっていただければ、というのは、本当にありがたいことで、やっぱり家庭で努力すべきところ、地域と連携してやっていくところというのがなければ、本当に学校だけの取組で終わってしまうので、参加者数というの、もちろん数字としては大事だと思うのですが、それをいかにつないで一丸となって子どもとともに取り組めるかというところを、これからどうやっていくのかというところが、今からも問われるのかなとちょっと感じているのですけれども。

(大川児童生徒支援課長)

ありがとうございました。例えば児童会、高等学校で言えば生徒会、そういった場面で、次年度に向けた、この長崎っ子の教育週間の取組プログラム、これをどうやって使っていくのかっていうのも、しっかり学校と児童生徒との間で話をする。あるいはPTAの場で、どういうふうな保護者の方が協力体制をとれるのか、あるいは保護者の方がゲストティーチャーとしてですね、いろんなノウハウをお持ちですので、そういった方をいかに引っ張り出して、そして子どもたちに心に響くようなお話をさせていただくとか、そういったことをしっかり取り組んでいくことが、今後、必要になってくるのかなというふうに考えております。

(廣田委員)

1ついいですか。ちょっと思ったのですが、これはきょう、回答しなくてもいいですから。高等学校にも道德教育が導入されたのですよね。私は道德教育そのものをしたことがないので、高等学校の道德教育というのはどういうふうに展開されているのか、それから世界で、例えばアメリカでも高等学校でそういう道德教育めいたものがあるのか。全世界の状況というのをちょっと知りたいなとちょっと思ったものですから。この週間の中でいろんなことがあって、いるだろうと思うのですが、高等学校の道德教育というものを、いつの機会でもいいですから説明してください。

(田川高校教育課長)

まず、1点目の高等学校における道德教育につきましては、これは義務教育段階と違いまして、教科化されてはおりません。ただし、高等学校におきましても、やはり道德教育というのは非常に重要な取組内容の1つでございますので、各学校で、道德教育の体系図というものをつくりまして、すべての教職員がどのような形で道德教

報 告 (4)

育を進めていくかという、かかわり方の体系図というのを各学校定めておきまして、さまざまな機会子どもたちのこういう側面を育てるとか、そういったものを各学校が準備をしているというところでございます。

それからもう1点、2点目でお尋ねいただきました世界各国の道徳教育の実情というところにつきましても、ちょっと私も勉強不足で十分、承知上げておりませんで、このことにつきましても、また別の機会にまたご回答をしたいと思っております。

(中崎教育長)

よろしく申し上げます。ほかに、ご質問等ございませんでしょうか。それでは、報告事項(4)について申し上げます。

(岩橋体育保健課体育指導監)

冊子1の49ページをご覧ください。報告事項(4)「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」、ご報告をいたします。本調査は、スポーツ庁から依頼を受け、全国の小学校5年生男女及び中学校2年生男女を対象に実施する全国一斉の調査になります。3の調査内容は記載のとおり、男女それぞれ8種目の実技調査と児童生徒の運動習慣や生活習慣に関する質問紙調査となっております。4の全国の概要についてですが、52ページの表1が令和3年度との比較になります。種目別に見ますと、上体起こし、持久走、シャトルラン、50メートル走、ボール投げの4種目は全国において、小学・中学校男女ともに昨年の調査よりも低下をしております。柔軟性の長座体前屈につきましては、概ね向上しており、立ち幅跳びは中学男子は調査開始以来の最高値となりましたが、小学男女、中学女子では低下をしております。なお、体力合計点では令和元年度調査から連続して小学・中学男女ともに全国的に低下をしております。

次に5の本県の概要については、50ページに記載のとおりです。52ページの別紙資料をご覧ください。

下の表につきましては全国平均と、本県の平均の比較となります。記号の○が全国平均より優れている、または同レベルのもの、△が全国平均より低いものとなっております。合計点はそれぞれの種目を10点満点で得点化したものでありまして、8種目ありますので、合計80点が満点となります。表記にありますように、本県の合計点の平均は、全国の合計の平均と比べると、中学男女で全国の平均値を上回っている、または同レベルであるものの、小学男女で下回っております。種目別に見ますと、持久力を必要とする持久走、シャトルランは小学・中学男女ともに全国平均を上回っており、特に

中学男女は全国トップレベルの記録となっております。またボール投げも小学・中学男女ともに全国平均を上回っている、または同レベルとなっております。一方、本県の課題として、重点的に取り組んでおります柔軟性を必要とする長座体前屈につきましては、小学・中学男女ともに全国平均を下回りましたが、小学女子以外では過去最高記録を達成いたしました。なお、小学生は握力、上体起こし、反復横とび、立ち幅跳びで、中学生は50メートル走で全国平均を下回る結果となりましたが、ご覧のとおり本県の児童生徒が特段、数値が低いというレベルではなく、今後も継続して市町教育委員会及び各学校と連携を図り、体力の向上の取組を推進してまいります。

次に53ページの表3についてです。こちらは本県の昨年度の調査と比較をしたものです。合計点の平均は小学女子が前回調査を上回り、小学男子が同レベルの記録となりました。種目別に見ますと、持久走、シャトルランは小学・中学男女ともに全国平均を超えているものの、特に中学男女で低下をしております。一方、長座体前屈につきましては、全国平均を下回ってはいますが、先ほど説明をしましたとおり小学男子、中学男女で過去最高の記録となるなど、上昇傾向にあります。

続いて51ページ、61週間の総運動時間の概要については、記載のとおりとなります。別紙資料53ページにあります表4をご覧ください。1週間の総運動時間についてですが、学校の体育の授業以外で、1週間の総運動時間が420分以上の割合は全国に比べると高く、特に小学生では男女ともに昨年度よりも増加し、全国の中でも非常に高い割合となっております。また1週間の総運動時間がゼロ分という割合も、全国に比べると低くなっております。1週間の総運動時間がゼロ分の児童生徒は、昨年に比べると、やや増えておりますが、これはコロナ禍の影響かどうかは断言できませんが、全国的な傾向となっております。

今後の取組についてですが、本県の課題である柔軟性の長座体前屈の上昇傾向は、体力向上の重点目標として、体の柔らかさ向上を設定し、体育授業の準備運動や体づくり運動においてジャックナイフストレッチなどの柔軟性を高める運動に取り組んでいる結果だと考えていますので、今後も継続して実施していきたいと考えております。また継続して、各学校の体力向上アクションプランの作成により、各学校の実情に応じた体力向上に取り組み、今年度の報告について分析、整理をして、効果的な取組などについて、来年度当初の各種研修会等で県内にも広く紹介してまいります。

また、本県の児童生徒の体力が全国平均を上回るように学識経験者や各教育関係団体の代表者などが並ぶ、長崎県子どもの体力向上支援委員会において、学校プレイパークをテーマに体育の授業はも

質

疑

とより、始業前や昼休み等に遊びながら体力を高めることができるような取組について、検討を進めているところです。体力低下の回復を急いで、過度に運動やスポーツを実施したり、特定の項目に対するトレーニング的な取組に偏ることは避けなければならないと考えておりますので、児童生徒が運動の楽しさや喜びを味わい、その結果としての体力向上を目指してまいりたいと思います。説明は以上でございます。

(中崎教育長)

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

(廣田委員)

この調査を毎年、見ているのですが、これはずっと、例えば私が小学生とか中学生の時代からもあったものなのか、なんか記憶にないのですね。それと53ページの表4を見て、例えば420分以上運動している生徒が非常に長崎県は多いのですよね。多いのに、なんかこれで見ると、もちろん上回っているのも下回っているのもあるのだけど、その割には、運動している割には、あんまり運動能力は上がっていないのかなと思ったのですよね。実質はそうではないのかもしれない。相対的に長崎県の体力、運動能力、この運動習慣、いろいろあるけれども、体育指導監はどういうふうに長年の経過を見て、全国平均ぐらいなのか、全国平均よりいいのか悪いのかっていったら、どういう部類に入ってくるのでしょうか。

(岩橋体育保健課体育指導監)

廣田委員から、ご質問ありました。まず体力テストについてですが、現在の全国体力・運動能力、運動習慣等調査という小5と中2を対象としたものにつきましては、平成20年から、行っております。ただ小5と中2が全国の対象となっておりますが、長崎県においては、平成20年から小学校1年から高校3年生、定時制4年生まで、すべて測定を行っております。ただし令和元年度から本県は小4から高3もしくは4年までという範囲で、体力テストの調査をやっております。また文部省の方から、現在の新体力テストではなく、旧体力テストというところで、昭和39年から6歳から59歳を対象として、平成10年まで旧体力テストが行われておりました。現在は、文科省の方におきまして、この全国体力テストとは別に、平成11年からは6歳から79歳までを対象にした新体力テストも実施しているということです。ただ古くから言えば昭和39年から実施しているということになります。

例えば長座体前屈につきましては、我々のころは体育館、ステー

ジなどに立って曲げる、立位体前屈という種目で行ってありました。なかなか危険性もございますので、あと腰を痛めたりとか、そういうことから座った状態で壁に背中をつけて前に伸ばす、長座体前屈に変わっているというところもあります。

また本県の体力についてですが、全国平均と比べまして、それほど大きな開きがあるというわけではございません。ただやはり平成30年以降は全国と同様に低下傾向にあるということになっております。この低下の主な要因として、はっきりとは断言できませんが、運動時間が減ってきている、もしくは学習以外のスクリーンタイム、テレビ、スマホ、ゲームの増加、また肥満傾向などが考えられ、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、学校の活動が制限されたことで、授業以外の体力向上の取組が減少したことなどが、複合的に影響したと思われております。ただスクリーンタイムの増加傾向はやはりもう避けがたい社会の変化と見てどうするかというところですので、この辺も含めまして、全国平均よりは上に各種目が上回るような取組をとということで、先ほど申し上げました体力向上支援委員会等で再度、分析、検討をして、やはり楽しい授業づくりということで、教員の授業改善等もあわせて図りながら、体力向上を図っていければと考えております。

(廣田委員)

昭和39年からということになると、私たちの時代は受けてないのかなというふうな気がしたのですが、それは関係ないんですけど、私が思ったのは、この表4見ていて、420分以上、例えば長崎県56.9%の人がやっているということなのだろうと思うのだけど、その割には、あんまり全国平均をちょっと下回ってきているというのは、そういう体育の先生の指導力があんまり時間をかけている割には能力がついてきていないのかなというふうにちょっと思ったりもしたのですよ。それはどうですか。

(岩橋体育保健課体育指導監)

個々に見れば、種目ごとに例えば持久走は、常に全国のトップレベルというところになります。持久的能力といいますのは、やはり小学校5年生、高学年から中学校の成長期においては、筋力とかよりも骨の成長もしくは心臓、循環器系の成長が期待できるときでございますので、その辺のことは本県は理にかなっているのかなと考えております。ただ、筋力とかもやはり成長に少しずつあわせながらつけていくような動きづくりも指導をしていかなければならない。また運動につきましては、やはり力とかだけではなく、スピードとかだけではなく、運動のできるコツとか、タイミングと

か、そういうところについてもしっかりと指導ができる体育の教員を目指して、今後の研修等でも展開していければと考えております。

(中崎教育長)

ここで冊子1については終了いたしたいと思います。次の議案審議から非公開で行います。45分から再開をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議題(秘密会)

(別紙議事録)

報告(秘密会)

(別紙議事録)

18時35分、本日の会議を終了